

平成 28 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S H I F T  
代 表 者 名 代表取締役社長 丹 下 大  
(コード番号：3697 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経営管理本部 福 山 宗 央  
(TEL. 03-6809-1165)

当社取締役の役職の解任及び辞任、代表取締役社長の減俸処分について

当社取締役の役職の解任及び辞任、代表取締役社長の減俸処分につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の役職の解任及び取締役の辞任について

当社が本日発表いたしました「証券取引等監視委員会による当社役員に対する課徴金納付命令の勧告について」のとおり、本日、証券取引等監視委員会から、当社役員に対する課徴金納付命令の勧告を行ったとの発表がなされました。

内部調査の結果、対象は取締役 C F O 兼 経営管理本部長 福元 啓介（以下「当該取締役」といいます。）と判明しました。これを受け、当社は本日開催の臨時取締役会において、当該取締役の C F O 兼 経営管理本部長の職を解任する決議をしたうえで、本人より取締役を本日付で辞任する旨の申し出を受理いたしました。

なお、当該取締役の辞任後におきましても、法令に定める取締役の員数は満たしております。

また、本日開催の臨時取締役会決議により、執行役員（社長室/M&A 担当） 益子 和也が執行役員 C F O 兼 経営管理本部長に就任いたしました。

2. 代表取締役社長の減俸処分について

証券取引等監視委員会から当該取締役に対し課徴金納付命令の勧告が行われたことに対し、会社代表者としての責任を明確にするため、本日開催の臨時取締役会において以下のとおり代表取締役社長の減俸処分を決議いたしました。

代表取締役社長 丹下 大 減俸 30% × 6 ヶ月  
(平成 28 年 3 月から 8 月)

以上